

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 外務省秘密漏洩/蓮見事件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43682

7 資料 (諸外國に於ける外交機密保持に關する立法例)

条規資料

北米第一課長

回覧後、下村長に之を以て送付し、
課長
吉水加田伊藤林立渡古浜沼松
沢谷来中達沢田花辺田中
長回覧

各国における外交機密保持に
関する立法例

昭 4 7 3 7
条約局法規課

まえがき

本調書は、外交機密漏洩事件に関連し、当課に
おいて主要各国の機密についての制度や取扱いを
調査したところに基づき、作成したものであるが、
執務上参考になると思われるので、ここに印刷に
付することとした。

昭和49年3月7日

条約局法規課長

はしがき

調査の際に用いた設問は下記のとおりのものであつたが、回答を整理するにあつては、(1)各国において、何を「外交上の秘密」としているか、(2)外交上の秘密を漏示した公務員に対する罰則の内容、(3)公務員より外交上の秘密を受領した者に対する罰則の内容、(4)公務員が外交上の秘密を漏示することを企画、容認、教唆、説得または幫助した者に対する罰則の内容の5項目とし、項目毎に各国の制度をまとめてみた。

記

調査の際に用いた設問

- 1 外交上の秘密とは何か(外交交渉の経過に関する報告、交渉中の案文、相手国側と公表しないことを了解した事項及び情報並びにこれらの内容とする文書は秘密の保護の対象となると了解してよいか)
- 2 外交上の秘密を漏洩した公務員に対してはいかなる罰則(行政罰及び刑事罰の区別)が適用されるか

- 3 公務員より外交上の秘密を受領した者はいかなる罰則の適用を受けるか(秘密であることを知っている場合と知らざる場合の区別)
- 4 公務員より外交上の秘密を入手する目的をもつて秘密の漏洩を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はその幫助をした者はいかなる罰則の適用を受けるか

目 次

(1) 各国において何を「外交上の秘密」としているか。 頁

- (イ) 米 国 1
- (ロ) 英 国 2
- (ハ) フランス 2
- (ニ) 西 独 3
- (ホ) イタリア 3
- (ヘ) カナダ 3

(2) 外交上の秘密を漏洩した公務員に対する罰則の内容

- (イ) 米 国 6
- (ロ) 英 国 7
- (ハ) フランス 8
- (ニ) 西 独 9
- (ホ) イタリア 9
- (ヘ) カナダ 11

(3) 公務員より外交上の秘密を受領した者に対する罰則の内容

- (イ) 米 国 12
- (ロ) 英 国 12

- (イ) フランス 13
- (ロ) 西 独 13
- (ホ) イタリア 14
- (ヘ) カナダ 14

(4) 公務員が外交上の秘密を漏洩することを企画、容認、教唆、説得または幫助した者に対する罰則の内容

- (イ) 米 国 16
- (ロ) 英 国 16
- (ハ) フランス 16
- (ニ) 西 独 17
- (ホ) イタリア 17
- (ヘ) カナダ 17

(1) 何を「外交上の秘密」としているか

各国とも、「国家機密」あるいは公務員が職務上知り得た一般的な「公務上の秘密」についての法規はあるが、特に「外交上の秘密」に対象を限定した法規はない。従つて以下に述べるのは「国家機密」についてである。（「公務上の秘密」については省略）

なお、各国とも外交交渉の経過に関する情報も「国家機密」に含めているものの如くである。

(1) 米国

国防及び外交関係（一括して国家の安全 < national security > と称する）のため権限なき漏示から保護されるべき公務上の情報、資料（大統領行政命令第 11652号）

(a) 機密区分

Top Secret 一その権限なき漏示が国家の安全に特に重大な損害を与えると思われるもの。

Secret 一同じく重大な損害を与えると思われるもの。

Confidential 一同じく損害を与えると思われるもの。

(b) 英国

国家の利益または安全にとつて損害となる目的のために敵国（潜在敵国を含む）にとつて直接または間接に有用であると評価されまたは意図された書類または情報（Official Secrets Act）

(a) 機密区分

Top Secret 一漏示が国益にとつて特に重大な損害となるもの

Secret 一同じく重大な損害となるもの

Confidential 一同じく不利となるもの

Restricted 一同じく望ましくないもの

(c) フランス

国家の安全を害すべき軍事、経済、工業上の情報並びに外交上の情報（フランスの政策に関する情報及び第三国に関するフランス政府の見解を明らかにし、あるいはフランス政府のとるべき態度を暴露するすべての情報）（刑法関係規定の解釈）

(三) 西独

限定された人々のみが入手することができ、且つドイツ連邦共和国の対外的安全保障を著しく害する危険を避けるため外国に対し秘密とされた事実 (Tatsachen) 物 (Gegenstände) 情報 (Erkenntnisse) (刑法)

(四) イタリア

国家安全保障または対内対外的政治的利益のため秘匿されるべき情報 (刑法第256条)

(五) カナダ

外国にとって直接または間接に有用であると評価されまたは意図された書類、情報 (Official Secrets Act)

(六) 機密区分

Top Secret 一当該書類、情報等の安全保障

(security) への影響が

paramount であり、その漏示が

国益に極めて重大なダメージ

(exceptionally grave damage)

を与えらると思われるもの。

(例① 国防一般に係る計画、国防に vital な戦略的重要地域に係る計画に関する書類等

② 新たな、且つ重要な戦争兵器に係る情報

③ 国防に係る新規同盟関係及び同盟国の国防計画に関する情報)

Secret 一当該書類、情報の漏示が国益及び国家の尊厳に重大な損害を与えるかまたは外国に substantial advantage を与えると認められるもの。

(例① 内閣または内閣の諸委員会の議事録

② 外国政府との間で行われている重要な交渉に直接関係のある書類等

③ 公表前の国家予算の内容)

Confidential — 当該書類、情報等の漏洩が国益
または国家のprestigeに
prejudicial であるもの、個人
に damage を与えるもの。

(例 関係省間の委員会の議事録等
でその内容が上記の2カテゴリー
に属さないもの。)

Restricted — 公的目的以外には公表されるべ
きでない書類等で上記3カテゴリー
のいずれにも属さないもの。

(2) 外交上の秘密を漏洩した公務員に対する罰則
の内容

(1) 米国

行政罰 Office of Security の有罪の判
決 (affirmative adjudication) の

出た後適当な人事規則に従い次のい
ずれかの措置がとられる。(5FAM994.2-4)

(1) Letter of Warning

(2) Letter of Reprimand

(3) Administrative Action Less Than
Dismissal

(4) Dismissal

刑事罰 1万ドル以下の罰金

または10年以下の禁固

または双方 (50 U.S.C Section 783 (b))

(当該情報が秘密であることを知つ
ているかまたは知つていたと信ずる
に足る理由のあることが条件)

注) 国防上の秘密を漏洩した者は最高
死刑までの刑に処せられ、また核関
係の秘密を漏洩した者についても刑

7.
が重くなる。(18 U.S.C. Section 793, 794)

(ロ) 英国

行政罰 起訴されないケースについては文官懲戒手続 (Civil Service Disciplinary procedures) により譴責 (reprimand) 免職 (dismissal) 処分に付され得る。

刑事罰 Official Secrets Act 第1節 (スパイ活動) に対する罰則は最高14年の懲役刑 (裁判所は無制限の罰金刑を課することもできる。)

同上第2節 (違法な通牒、主として公務員を対象) に対する罰則は最高2年の懲役刑 (懲役の代わりに、もしくは懲役に加えて無制限の罰金刑が課され得る)

第2節に関する訴訟で刑罰が3カ月以下の懲役または50ポンド以下の罰金あるいは両方を合わせたもの以下である場合については略式裁判が

行われることもある。

(ハ) フランス

行政罰 公務員が漏洩した外交上の秘密が刑法上の犯罪構成要件を満たさない場合には、公務員の職務上の秘密保護義務違反に問われ、戒告、昇進停止降等休職、恩給停止等の行政上の懲戒処分に付される (大統領令第10条、第30条、第32条)

刑事罰 当該公務員は、「国防のため秘密とされるべき情報」を漏洩したものとして国防上の罪に問われ、10年以上20年以下の有期禁固に処される (刑法第75条、第80条3項)、右重罪刑に処せられた公務員は公民権を剝奪され (刑法第28条)、自動的に免職となる (刑法第34条、公務員の地位に関する大統領令第16条)。

(三) 西独

行政罰 連邦懲戒規定 (Bundesdisziplinarordnung) により現役または退官者を問わず、秘密保持に関する服務規定違反者は懲戒裁判所に訴追され、(懲戒規定第2条) 戒告、罰金、降等、年金削減、年金停止等の処分が課される。

戒告及び俸給1カ月分までの罰金は当該官庁の長の裁量により決定し得る。(懲戒規定第29条)

刑事罰 (故意に) 職務上知り得た秘密を漏洩した公務員は最高5年の懲役刑
過失による場合は1年の懲役刑または罰金刑(刑法第353条b)(公務員であると否とにかかわらず刑法第93条に定める国家機密を漏洩した者は最高終身刑)

(四) イタリア

行政罰 1957年1月10日付大統領令第

78条以下の規定により、次の処分を受ける。

戒告

減俸

1カ月乃至6カ月の停職(この間俸給停止)

免職

行政罰は刑事上の手続が開始された場合は中断される。(大統領令第117条)

刑事罰

職務上の秘密を漏洩した公務員は刑法第326条により6カ月乃至3年の禁固刑が課せられる。

(公務員であると否とを問わず、刑法第256条に定める国家機密を漏洩した者は5年以上の懲役、(犯行が戦時に行われた場合または軍備、戦力または軍事作戦を危険におと入れた場合は10年以上の懲役) また上記国家機密をスパイの目的で漏洩した場合は、無期懲役に処せられる。)

(ハ) カナダ

Official Secrets Act の Section 15 の罰則規定により罰せられ、最高 / 4 年を越えない禁固刑が科せられる。ただし検事総長の選択により、刑法の即決処分 (Summary Conviction) の条項に従い起訴されることがあり、この場合には 500 ドルを越えない罰金または / 2 カ月を越えない禁固または右両者により処罰され得る。

なお、Official Secrets Act, Section 3.(1) (スパイ行為) 及び 4.(1) (違法な通牒) は公務員であると否とにかかわらず適用される。

(3) 公務員より外交上の秘密を受領した者に対する罰則の内容

(イ) 米国

公務員から秘密を受領し、あるいはそのかす等の行為をした者は、国防上または核に関する秘密の場合を除き当然には処罰の対象とはならない。

(ロ) 英国

Official Secrets Act に違反して入手された情報を有する者は当該情報の unauthorized disclosure を行うことを禁じられている。official information の権限なき handling は、盗品を扱う場合と同様に犯罪となる。official information の単なる受領もまた犯罪を構成するが (同法第 2 節 (2))、かかる場合受領者が受領時において当該情報が Official Secrets Act に違反して伝達されたことを知っていたこと、あるいはそう信ずるに足る reasonable ground があることが証明されなければならない。かかるケースに対する罰則について

は、Official Secrets Act の該当条項が適用される。

(イ) フランス

- ① 外国に引渡す意図をもつて機密文書等を収集したフランス人または外国人、あるいは、
- ② 機密文書等を権限なしに占有したフランス人または外国人は、それぞれ前記①の場合無期禁固、②の場合5年以上10年以下の有期禁固に処せられる（刑法第74条、第76条）。

なお、上記国防上の罪の未遂はその罪そのものとみなされる（刑法第1条、第2条、第6条、第7条）。

(ロ) 西独

刑法上では（国家機密の）受領そのものだけでは罪にならないが、公表（6カ月～5年の禁固）又は漏洩（1年～10年の禁固）等の目的を伴うことによつて罪となる。（刑法第96条）

(ハ) イタリア

国家機密については、国家機密であることを知つていて収取した場合についてのみ犯罪となり、3年以上10年以下の禁固に処せられる。（刑法第256条2項）また公表を禁じられた情報については収取することだけで犯罪となり、2年以上8年以下の禁固に処せられる。（同上3項）

刑法第256条は収取（procacciamento）する行為のみを対象としているが（従つて機密を所有している人間に意図的に近づくだけで犯罪となる）刑法第261条には前記収取の行為の結果として機密または秘密を入手した事実を罰する規定がある。（秘密を漏洩した者と同様に罰せられる。）

(ニ) カナダ

Official Secrets Act Section 4 (3)が適用され、Section 15の罰則規定（最高14年の禁固刑、略式裁判の場合は500ドルの罰金または12カ月の禁固またはその双方）により処罰され

る。但し、受領したものが受領時において当該 document 等を communicate されることが Official Secrets Act 違反であることを知つてゐる (actual または implied を問わず) ことが前提であり、自分の desire に反して communicate されたことを立証できる場合はこの限りではない。

(4) 公務員が外交上の秘密を漏洩することを企画、容認、教唆、説得または補助した者に対する罰則の内容

(イ) 米国

前記(3)(イ)参照

(ロ) 英国

Official Secrets Act のもとでは、秘密漏洩を行つた者または行おうとする者を故意に保護した者は重労働を伴うか、あるいは伴わない最高1年の禁固刑に処せられる。秘密漏洩を企だて、そそのかし、教唆し、説得し、これを補助し、または準備を行つた者は正犯と同様の刑が課される。

(ハ) フランス

公務員より機密を入手することを命じ教唆または補助したものは国防上の罪(刑法第74条、第76条)の共犯とみなされ、原則として正犯と同様の刑に処せられる。(刑法第59条、第60条)

(三) 西独

国家機密に限つた規定はないが、一般的な教唆、幫助についての規定があり（刑法第48条（教唆）、第49条（幫助））、教唆者及び幫助者は正犯と同様の刑に処せられる。但し、幫助については未遂の刑に関する原則（第46条）に従つて減刑することができる。

犯人蔵匿、蔵物については刑法第258条及び第259条に罰則規定がある。

(四) イタリア

適用される罰則規定は存在しない。ただし収賄及び取賄の教唆があれば刑法第321条及び第322条が適用される。

(五) カナダ

Official Secrets Act Section 3 (1) が適用され、Section 15 の罰則（前記(三)(四)参照）が課される。